

## 財産管理制度活用検討について

## ① 予納金低減を目的とした本市税担当課と連携した不在者財産管理人の申立及びマニュアルの作成

## 1 実施内容

住宅政策課において、平成29年に行なった緊急安全措置の費用の回収を目的として、不在者財産管理人の申立てを委託するもの。その際、予納金の低減を図るために、納税課に協力を依頼し打合せ等にも参加の上、納税課の調査結果等も添付資料として申し立てを行う。

また、今回のケースをベースにしてマニュアルを作成する。

## 2 委託先 大阪弁護士会

## 3 成果

財産管理人選任申立てにかかる予納金を20万円という低額に抑えることができた。また、申立てから選任までの事務手続きが非常に円滑に進み今後の参考となった。

## ② 相続人不存在物件等の財産管理制度活用可能性の検討調査及び報告書作成

## 1 実施内容

次年度以降、財産管理制度を活用すべきかどうか判断するため、不動産団体に死亡人課税等物件の不動産評価額等調査を委託する。

大阪弁護士会へは、相続人等の調査および財産管理制度を活用すべきかどうか、費用回収の可能性等について検討を依頼する。

## 2 委託先 大阪弁護士会

公益社団法人全日本不動産協会

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

## 3 成果

八尾市が次年度以降に財産管理制度を活用するか否かを検討する際の基礎資料として報告書を活用する。